

八幡平市監査委員告示第 12 号

令和元年 7 月 4 日付け八監査第 070401 号の定期監査（令和元年 5 月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年 11 月 6 日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 井 上 辰 男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

西根総合支所

令和元年 5 月 22 日 監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>業務施行伺いの未決裁による施行について 【指摘事項】 西根総合支所において、平成 30 年 6 月 20 日付で起案された「岩手県証紙買受込申し込み」について、係長及び係員 3 人の押印はあるものの、総合支所長補佐及び支所長の押印がなく、決裁権者の決裁を受けずに買受が行われている。これは明らかに不適切である。</p> <p>昨年度の定期監査においても、別件ではあるが、同様の指摘を行ったところであり、これに対する再発防止策として、「業務を遂行する際は、必ず職員間で確認を行うことを徹底する。」との業務改善に向けた報告が監査委員に対して行われているが、この再発防止策は、現状では、組織の中で徹底されていないことが判明した。もし、このような不適切な事務処理が、職場環境の中に風土として根付いてるのであれば、職場研修などを通じて職員の意識改革に取り組むとともに、決裁権者を含めた役付き職員の業務管理方法のあり方についても再検討すべきである。そのうえで、改めて再発防止に向けての取り組みを徹底し、適正な事務処理に努めること。</p>	<p>決裁権者の決裁を受けずに「岩手県証紙」を買受していたことについては、昨年度に引き続き同様の内容で指摘されたことを所内でも重く受け止め、定期監査後、早急に所内会議を開催し、定期監査結果等の共有を図った。</p> <p>また、当市の職員研修で使用した資料（文書起案基礎研修）を職員全員に配布し、自己研修の勧めと日常業務に役立て、文書管理規程に基づき事務を執行するよう徹底した。</p>	<p>文書を施行する際は、文書管理規程の手順に従い、起案者から決裁者までの確認を徹底する。</p>	<p>令和元年 6 月 6 日</p>